

(様式第1号)

会議録       会議要旨

会議の名称	令和4年第2回芦屋市景観アドバイザー会議
日時	令和4年5月23日(月) 午後1時30～午後3時30分
場所	東館3階中会議室
出席者	委員 武田 重昭、佐久間 康富、西野 雄一郎 欠席委員 岡 絵理子、小池 志保子 届出者 戸建住宅 (東芦屋町27番12外) 申請者 ・・・氏 設計者 ・・・氏 戸建住宅 (東芦屋町27番12外) 申請者 ・・・氏 設計者 ・・・氏 共同住宅 (翠ヶ丘町195番) 申請者 ・・・氏 設計者 ・・・氏
事務局	都市計画課 まちづくり担当課長 長良 晶子、係長 岡本 周三、 課員 寺嶋 真唯
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者3人中3人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 審議の内容に個人情報等が含まれているため、非公開とする。
傍聴者数	人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について

戸建住宅 (東芦屋町27番12外)

戸建住宅 (東芦屋町27番12外)

共同住宅 (翠ヶ丘町195番)

イ その他

(3) 閉会

2 提出資料

(1) 大規模建築物等景観協議届出書 図面一式

3 審議内容

(1) 戸建住宅 (東芦屋町27番12外)

令和4年5月13日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 地盤の高低差により建築物の圧迫感が出ないよう、既存地盤面(斜面)を活用して上層階を後退させるなど、建物の配置や地盤面の検討を十分に行うこと。

- ・ 建築物の壁面については長大にならないよう工夫するとともに、単調にならないよう壁面の目地や仕上げの変化、分節化等によりスケール感を軽減すること。また、適切な材料の選択等の工夫により、周辺の景観に配慮した落ち着いたあるまちなみ形成に寄与する計画とすること。
- ・ 植栽計画については、沿道に質、量とも十分な植栽を配置することにより、通り外観に対して配慮し、良好なまちなみ景観に寄与すること。
- ・ 擁壁や塀などの工作物については、周辺景観との調和を考慮するとともに、単調で長大な壁面の連続とならないよう工夫し、植栽の配置により修景するなど、適切な方法により圧迫感を軽減すること。

(2) 戸建住宅 (東芦屋町27番12外)

令和4年5月13日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 地盤の高低差により建築物の圧迫感が出ないように、既存地盤面(斜面)を活用して上層階を後退させるなど、建物の配置や地盤面の検討を十分に行うこと。
- ・ 建築物の壁面については長大にならないよう工夫するとともに、単調にならないよう壁面の目地や仕上げの変化、分節化等によりスケール感を軽減すること。また、適切な材料の選択等の工夫により、周辺の景観に配慮した落ち着いたあるまちなみ形成に寄与する計画とすること。
- ・ 植栽計画については、沿道に質、量とも十分な植栽を配置することにより、通り外観に対して配慮し、良好なまちなみ景観に寄与すること。
- ・ 擁壁や塀などの工作物については、周辺景観との調和を考慮するとともに、単調で長大な壁面の連続とならないよう工夫し、植栽の配置により修景するなど、適切な方法により圧迫感を軽減すること。

(3) 共同住宅 (翠ヶ丘町195番)

令和4年5月16日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 建築物の壁面については長大にならないよう工夫するとともに、バルコニーも含めて、単調にならないよう壁面の目地や仕上げの変化、分節化等によりスケール感を軽減すること。また、適切な材料の選択等の工夫により、周辺の景観に配慮した落ち着いたあるまちなみ形成に寄与する計画とすること。特に通り外観となる北面については、壁面の圧迫感の軽減に配慮すること。
- ・ 植栽計画については、エントランスとなる北面や東面に量、高さともに十分な植栽を配置することにより、通り外観に対して配慮し、良好なまちなみ景観に寄与すること。特に北面については、樹種の選定や配置などの工夫により、うるおいのある質の高い空間とすること。
- ・ 建築物に附属する駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、設備等はできるだけ道路から見えないよう規模・配置などにおいて工夫するとともに、植栽等による修景に配慮した計画とすること。